

### 3 保育内容

	点検項目	点検結果	
		はい	いいえ
(1)	保育の計画及び評価について		
	① 保育の目標を達成するための基本的な全体計画として保育課程を編成していますか。	○	
	② 指導計画は長期指導計画(年・月)を作成していますか。	○	
	③ 短期指導計画(週・日)を作成していますか。	○	
	④ 3歳未満児について、個別指導計画(月案)を作成していますか。	○	
	⑤ 障がいのある子どもの保育について、計画を個別に作成していますか。また、気になる子ども等、個別対応が必要な場合は、クラス月案に個別対応を織り込んで作成していますか。	○	
	⑥ 食育計画を作成していますか。	○	
	⑦ デイリープログラム(日課)を作成していますか。	○	
		○	
		○	
	⑧ 保育の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	○	

<b>(2) 保育の記録</b>		
① 出席簿を作成していますか。	○	
② 保育日誌を作成していますか。	○	
③ 児童記録簿(個々の子どもの生活状況, 発達状況, 健康管理, 保育経過等を記帳した帳票が綴られたファイル)を作成している。	○	
④ 児童票の保存及び秘密保持に留意していますか。	○	
⑤ 保育所児童保育要録を小学校に送付していますか。	○	
<b>(3) 健康管理</b>		
① 子どもの健康に関する「保健計画」を作成している。	○	
② 健康診断(内科・歯科)は, 適切に実施していますか。	○	
③ 健康診断の結果を記録し, 保護者に報告していますか。	○	
④ 嘱託医は適切に活用されていますか。	○	
⑤ 身長, 体重等の測定を定期的に行っていますか。	○	
⑥ 子どもの日々の健康状態(顔色, 表情, 体温, 外傷, 服装の異常, 清潔状態)を把握して保育していますか。	○	
⑦ 乳幼児突然死症候群, 窒息死等の事故防止策のために一定間隔での呼吸確認を実施していますか。	○	
	○	
<b>(4) 虐待防止</b>		
① 虐待の疑いがある場合, 関係機関との連携を図っている。	○	
<b>(5) 保護者に対する支援</b>		

	① 保護者に対し、送迎時の対話や園だより、クラスだより等を通じて保育の内容や子どもの様子などを知らせていますか。	○	
	② 保護者から相談・助言を求められた場合、適切に対応していますか。	○	
		○	
		○	
	③ 保護者に対し、保育園における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、相互の理解を図っていますか。	○	
<b>(6)</b>	<b>保育所の運営</b>		
	① 職員会議を定期的かつ必要時に随時開催している。	○	
	② 子どもの発達保障や子どもの最善の利益を考慮した保育をすすめるために園内外の研修に参加している。	○	

## 備考(点検のポイント)

○全職員の共通認識の下で保育課程を編成していますか。また、年度ごとに全職員で見直しと改善を行い再編成されていますか。

○指導計画は、保育課程に基づき保育実践の具体的な方向性を示したものになっていますか。

○指導計画の作成にあたっては、その期間の保育実践を省察、評価、改善することにより、次の計画に生かされていますか。

○各年齢別の月案を基に保育を進めて行くなかで、園児一人ひとりの成長・発達の状況、あそびへの興味・関心などの個人差に考慮して作成されていますか。(※計画は、月ごとに個別の計画を立てることが基本とされています。)

○障がいのある子どもについては、家庭や関係機関と連携した支援のために個別の計画を作成してください。また、個別対応が必要な気になる子どもについても個別の計画を作成するか、クラス月案に個別対応について織り込んでください。

○食育の計画を保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めていますか。

○子ども自身が満足して活動に区切りをつけ、次の活動へ気持ちが切り替えていけるよう時差のある日課になっていますか。

○乳児期から幼児期まで、子どもがわかりやすい生活を積み重ねていくことで、園児が意欲的に過ごせるようになっていますか。

○園児の負担になるような行事の取り組み等が行われていませんか。

○保育士等の自己評価

保育士等は、保育の計画や保育の記録を通じて、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通じて、その専門性の向上や保育実践の改善に努めていますか。

○出席簿は、入退園の状況または各種報告の基礎になるものなので、正確に記録されていますか。
○保育日誌は、保育士同士でお互いの保育を共有化し、相互理解を深めつつ、保育を探究するために活用されていますか。
○児童記録は、児童の入園までの生育歴～退園するまでの一人ひとりの子どもの生活状況、発達状況、健康管理、保育経過等を記録したものを個人別管理してください。また、保育の過程などの記録は、児童の家庭・健康・発達の状況、保育の経過などについて、適切に記録したものである。
○児童票は、施設のできるロッカー等に保管されていますか。
○保育要録は、白紙の状態から作成するものではなく、園児のこれまでの保育の記録や評価を基にポイントとなる記載を簡潔に的確に記していく必要があります。
○全職員がそのねらいや内容を明確にしなが、一人ひとりの子どもの健康の保持及び増進に努めてください。
○園児に対して、定期内科検診(年2回以上)及び歯科健診(年1回以上)を学校保健安全法の規定に準じて実施しなければならない。 ※幼児において、視力測定を実施するのが望ましい。
○健康診断の結果は、適正に記録され、保育に活用するとともに、保護者に報告し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにしていますか。
○健康診断に際し、一人ひとりの子どもの発育・発達状況や健康状態を伝えるとともに、保護者からの質問等も伝え、医師の適切な判断や助言を受けているか。また、保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その状態に応じて適宜嘱託医に相談、受診する等、適切な対応が行われているか。
○原則として月1回実施してください。また、測定日に欠席した児童については、再測定日を設けて行なってください。
○子ども一人ひとりの健康状態などを職員相互で確認し、園児の健康管理に努めてください。
○午睡中の乳児の状況を把握するために、10分以内に1回は必ず園児の呼吸確認を行ってください。また、確認の際、目視だけでなく園児の体に触れることが大切です。
○呼吸確認をした際には、チェック表に園児の状態を矢印で記入してください。記録することで、子どもの日頃の姿(寝るときの癖など)を把握し、いつもと違う状態であることや異常に気づけるように記録を有効的に活用してください。うつ伏せに気づいた場合には、直ぐに仰向けにし、必ず防止策の手立てを打ったことが分かるように記入してください。※記入の仕方:うつ伏せを仰向けにした場合には、矢印(↓)に○をする。
○虐待が疑われる子どもを発見したときは、速やかに市や児童相談所へ通告してください。(児童虐待通告義務は、守秘義務(個人情報保護)よりも優先されます。)

○日々のコミュニケーションを心掛けていますか。連絡帳、個別の懇談、園だより、クラスだより、保護者が参加する行事等を通して、保育の内容を知らせてください。

○必要があると判断される場合は、相談・助言のための面談の機会を設けてください。

○担任の保育士がすべて対応するのではなく、内容によっては主任保育士・園長などが対応してください。

○他の専門機関との連絡を密にし、必要に応じて紹介・情報提供等を行ってください。

○保育方針や保育課程の内容、どのような意図で日々の保育や環境づくりが行われているか等、入園前の見学時、入園時、日々の対話や連絡、行事などの機会をとらえ保護者に伝えていくことが必要です。

○保育所の方針のもとに組織されるクラス等の担当者が、職務内容を報告し、理解される場にしてください。職員の意欲や主体性、相互の学び合いや育ち合いの場であることが望ましい。

○特定の分野に偏らないように研修・研究等を行ってください。

○特定の職員に偏らないように研修・研究等に参加してください。